

未収債権の目標及び具体処理策

所属	危機管理室	課・担当	危機管理課	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	災害援護資金貸付金	債権区分	私債権
----	-------	------	-------	-------------	-----	-----	-----------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」… 目標を達成、「B1」… 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」… 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」… 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度からの調定繰越額	年度中の調定変更額	調定額(過年度分)	徴収額(過年度分)	不納欠損額(過年度分)	未収金解消額(過年度分)	翌年度調定繰越額(過年度分)	過年度徴収率	過年度整理率	年間調定額(現年度分)	徴収額(現年度分)	不納欠損額(現年度分)	整理額(現年度分)	翌年度調定繰越額(現年度分)	現年度徴収率	現年度整理率	合計徴収率	合計整理率	年度末未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ)÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス)÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	141,461		141,461	5,722		5,722	135,739	4.0%	4.0%				0	0	-	-	4.0%	4.0%	135,739
平29実績	135,739		135,739	6,108	16,494	22,602	113,137	4.5%	16.7%				0	0	-	-	4.5%	16.7%	113,137
平30当初目標	115,460		115,460	4,473	5,664	10,137	105,323	3.9%	8.8%				0	0	-	-	3.9%	8.8%	105,323
平30実績	113,137		113,137	6,146		6,146	106,991	5.4%	5.4%				0	0	-	-	5.4%	5.4%	106,991
令元当初目標	105,323		105,323	4,111	2,335	6,446	98,877	3.9%	6.1%				0	0	-	-	3.9%	6.1%	98,877
令元努力目標	106,991		106,991	3,318	5,000	8,318	98,673	3.1%	7.8%				0	0	-	-	3.1%	7.8%	98,673
令2当初目標	98,673		98,673	2,510	5,000	7,510	91,163	2.5%	7.6%				0	0	-	-	2.5%	7.6%	91,163

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数) ※色付け箇所のみ整数で入力すること(小数点以下は四捨五入して、入力しないこと)

旧分類	回収債権									整理債権							合計 ①~⑯			
	③-C	③-D	③-E, F	③-G	①	②-A		②-B	③-H	④	⑨、⑩	⑧		⑤	⑦	⑥				
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等	回収債権①~⑨計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの							債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの			法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの					
過年度	件数	0	3	11	0	0	24	28	15	17	98	0	0	0	7	4	3	0	14	112
過年度	残高	0	3,096	18,498	0	0	7,460	36,142	19,094	7,112	91,402	0	0	0	7,794	5,642	2,153	0	15,589	106,991
現年度	件数										0								0	0
現年度	残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
 ① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 ② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ③ 債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 ※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権: (④ → ⑤) 又は (⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨) / 整理債権: { (⑩ 又は ⑪ 又は ⑫ → ⑬) } 又は ⑭ → ⑯

30年度末時点の債務者数	112	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	112
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	106991

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 現在区役所で回収事務を行っている債権について、今年度中に全件危機管理室への引き継ぎを実施し、未収債権の管理を強化していく。 破産免責等を受け、法的にも回収困難な案件について債権放棄等の手続きを進め、債務残高の圧縮を図る。また、免除に関して国の方針が示されたときは速やかに手続きを進めていく。 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 分割納付誓約を締結した債務者に対しては、債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底し、5名が完済となった。 分割納付誓約の提出のない者について分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行った。 これまで区役所で回収事務を行っていた債権について、全区危機管理室への引き継ぎを実施した。 免除に関して国の方針が示されたため、該当する債権の調査を行った。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 分納による完納者がいる一方、高齢化に伴い、生活保護や低収入の債務者が多くなっていることから、これまで分納していた債務者からの納付が止まる場合があるなど、年々徴収額が減少している。 毎年相続が発生しており、相続人調査に時間が掛かっている。 	
改善策	<ul style="list-style-type: none"> 法改正に基づき、免除該当の債権を速やかに調査し、手続きを進めていく。 債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理に努めていく。 	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 分割納付誓約を締結した債務者に対しては、引き続き債権回収マニュアルに基づく確実な納付管理を徹底していく。 分割納付誓約の提出のない者については、引き続き分割納付誓約書の提出を求めるとともに、納付のない者について登記簿調査等をはじめとした財産確認など法的手続きを視野に入れた取り組みを行っていく。 法改正に基づき、免除該当の債権を速やかに調査のうえ手続きを進めていき、債務残高の圧縮を図る。 	

(参考)29年度実績における徴収率の政令指定都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

※①、②未入力の場合はその理由

他都市との比較が困難なため

① 政令指定都市20市中 (合計徴収率) 大阪市 位

② 過年度徴収率 大阪市 / 政令指定都市平均 現年度徴収率 大阪市 / 政令指定都市平均 合計徴収率(過年度+現年度) 大阪市 / 政令指定都市平均